

立命館大学国際地域研究所『紀要』執筆・投稿規定

- 1.本規定は、立命館大学国際地域研究所（以下、「研究所」という。）の刊行する『立命館国際地域研究』および『Ritsumeikan International Affairs』（以下、「紀要」という。）の執筆ならびに投稿について定めるものである。
- 2.紀要に投稿できる論文等の執筆者は、以下のとおりとする。
 - (1) 立命館大学の専任教員（有期限雇用の教員を含む。）
 - (2) 研究所のプロジェクト研究に関係する学外者（研究分担者、研究協力者その他当該研究活動に参加・協力実績があると編集委員会が認めた者）
 - (3) 立命館大学大学院学生等（本学研究生・研修生を含む。ただし、いずれも事前に本学教員による研究指導を受けた論文等を投稿する場合に限る）
 - (4) 上記以外の者で、編集委員会が研究所の重点研究領域やプロジェクト研究の進展に著しく裨益すると判断し、編集委員長により寄稿を依頼された者
- 3.論文等の投稿を希望する者は、各年度の編集委員会が定める応募期間内に、所定様式による掲載申込みを行わなければならない。ただし、前項の（4）の執筆依頼原稿についてはこの限りではない。
- 4.掲載申込みを受けて編集委員会が論文等の投稿を認めた場合、執筆者は所定の期限までに論文等の完全原稿を編集委員会に提出しなければならない。ただし、論文等の掲載の可否は、編集規定に基づく所定の手続きを経て、編集委員会が決める。
- 5.原稿はすべて未発表のものとする。また、原稿の執筆に際して、執筆者は、剽窃はもとより、日本語または外国語による他の著作物から当該の言語のまま引用あるいは他の言語に翻訳して引用する場合であっても、第三者の著作権が侵害されることのないよう、最大限留意しなければならない。
- 6.原稿の執筆は、下記の要領に従うものとする。
 - (1) 『立命館国際地域研究』にあつては、当研究所の執筆要領に準じて執筆する。また、注釈、引用・参考文献は、論文等の末尾に一括して記載するものとする。
 - (2) 『Ritsumeikan International Affairs』にあつては、別に定める執筆要項に従って執筆する。
- 7.原稿の使用言語および分量は、下記のとおりとする。
 - (1) 『立命館国際地域研究』にあつては、使用言語は、日本語及び英語とする。分量は、日本語の場合、図表を含めて、論文は 20,000 字以内、研究ノートは 6,000 字以内、書評は 4,000 字以内とする。英語の場合、図表を含めて、論文は 8,000 字語(words)以内、研究ノートは 5,000 字語(words)以内、書評は 2,000 字語(words)以内とする。
 - (2) 『Ritsumeikan International Affairs』にあつては、使用言語は英語のみとし、分量は、図表を含めて、論文は 8,000 字語(words)以内、研究ノートは 5,000 字語(words)以内、書評は 2,000 字語(words)以内とする。
- 8.原稿には、本文のほかに、『立命館国際地域研究』にあつては、英文表題、英文サマリー（150 words 以内）および英語キーワード（5 点以内）を、『Ritsumeikan International Affairs』にあつては、英文サマリー（150 words 以内）および英語キーワード（5 点以内）を必ず添付して提出する。
- 9.『立命館国際地域研究』の査読対象については、使用言語は日本語および英語に限る。
- 10.原稿は、データファイル（MS Word）で提出する。

11.本規定の改廃は、編集委員会の議を経て、研究所運営委員会が行う。

附則（1）本規定は2017年4月1日に施行し2017年4月1日から適用する。

（2）本規定の施行に伴い、「『立命館国際地域研究』応募資格・執筆要項」（2000年3月）は廃止する。